

- ◆ 学籍番号などを記入し、提出する書類の欄に「✓」を入れてください。
- ◆ 書類を下記の順番に並べ、提出時にはこの用紙を1番上にしてください。

☆ 記入漏れが無いがよく確認しましょう。

【本学部ホームページから印刷する書類はこちらから！】  
<https://www.bus.nihon-u.ac.jp/campus/scholarship/>  
 日本大学商学部 > キャンパスライフ > 奨学金・特待生制度



## 予約採用者提出書類等一覧

※在学採用（定期採用）の申請書類とは異なります

貸与・・・日本学生支援機構貸与奨学金

給付・授業料減免・・・高等教育の修学支援新制度（多子世帯支援含む）

学籍番号：

※すべての書類に修正液等使用不可。訂正する場合は二重線で訂正す

指定様式・・・様式は商学部HP又は学生課前入手できます

対象者		提出書類等	備考
貸与	給付		
貸与	全員	① 学生証	・4月1日に配布されますので書類提出時に提示してください。（コピー不要）
		② 令和8年度大学等奨学生採用候補者決定通知【提出用】	・決定通知の裏面の本人欄を必ず記入すること。（ボールペンで記入・学籍番号はハイフン無しで記入） ・決定通知の裏面の該当箇所にて✓をつけておくこと。
		③ 進学届入力下書き用紙 ※両面印刷（片面でも可）	・様式は、本学部ホームページから画面印刷すること。（片面でも可） ・印刷出来ない方向に、学生課前にて書類を配布しています。 ・鉛筆又はシャープペンシルで記入
		④ 奨学金振込口座の通帳又はキャッシュカードのコピー等	・学生本人名義に限る。A4サイズの用紙で提出。（拡大不要） ・金融機関名、支店名、口座名義（カタカナまたはローマ字）、口座番号（ゆうちょ銀行の場合は記号・番号）が記載されているもの（通帳の場合は、最初のページを開いた部分） ・インターネットバンキングの画面を印刷したものでも可 ・公金受取口座を利用する場合でも提出が必要 ・「奨学生採用候補者のしおり」給付P17・貸与P13参照（インターネット専業銀行、農協等使用できない金融機関あり）
		⑤ 連絡先届	・様式は、本学部ホームページから印刷すること。 ・印刷出来ない方向に、学生課前にて書類を配布しています。 ・記入した本人連絡先の携帯電話（スマートフォン）に、必ず学生課の電話番号を登録すること。
		⑥ 在留資格と在留期間が記載されている書類（在留カードのコピー、特別永住者証明書のコピー、住民票原本等）	・「奨学生採用候補者のしおり」P7参照 ・法定特別永住者及び永住者の方は、在留期間が記載された書類は不要（在留資格の確認書類は必要） ・在留期間が満了日を迎えていないことを確認すること。 ・住民票の場合は、令和8年3月1日以降に発行されたもの。
貸与	保証制度で「人的保証」を選択した方	⑦ 連帯保証人の印鑑登録証明書※（コピー不可） （マイナンバーの記載がないもの）	・原則として父又は母。 ・令和8年3月1日以降に発行されたもの。
		⑧ 保証人の印鑑登録証明書※（コピー不可） （マイナンバーの記載がないもの）	・父母と奨学生本人を除く、4親等以内の成年親族のうち、奨学生本人及び連帯保証人と別生計の人。原則として、進学届（インターネット）入力時に65歳未満の人。 ・「貸与奨学金採用候補者のしおり」P15～を参照し、上記以外の方を選任する場合は、保証人の資産等に関する証明書類を添付すること。 ・令和8年3月1日以降に発行されたもの。
		⑨ 融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピー	・圧着ハガキの場合は、申込者（父母）氏名が記載されている宛名面も提出すること。
給付	給付・授業料減免 全員	⑩ 振込依頼書（修学支援新制度申請者用） （入学金、授業料返金口座）	・様式は、本学部ホームページから印刷すること。 ・印刷出来ない方向に、学生課前にて書類を配布しています。 ・学校へ登録している学費支払者の署名が必要 ・返金日は未定です。決まり次第、お知らせします。 （4月5日までに入力を済ませた方は5月下旬を予定） ・今後、支援区分の変更等によって納入済の授業料の一部が返還された場合、今回指定された振込口座に返金します。
		⑪ 返金用の振込先口座の通帳又はキャッシュカードのコピー等	・学生本人名義または学費支払者名義の口座。A4サイズの用紙で提出。（拡大不要） ・金融機関名、支店名、口座名義（カタカナまたはローマ字）、口座番号が記載されているもの（通帳の場合は、最初のページを開いた部分） ・④と同一の場合は提出不要
		⑫ 自宅外通学申請届（通学形態変更届）	・様式は、本学部ホームページから印刷すること。 ・印刷出来ない方向に、学生課前にて書類を配布しています。
給付	「自宅外通学」を選択する方 ※令和8年3月16日までに早期申請手続きをした方は不要	⑬ 自宅外証明書類（契約者又は入居者として本人氏名の記載があるアパート・マンション等の賃貸借契約書や入寮許可書のコピー等）	・詳細は本学部ホームページに掲載している「自宅外通学申請届」のファイルを参照 ・「給付奨学生採用候補者のしおり」P10を参照。 ・自宅外通学を選択するための条件に該当しない場合は、実際は自宅以外の場所に居住している場合であっても、自宅通学を選択すること。 ・生計維持者と別居していることが必要。 ・4月から自宅外通学の金額を希望する方は4月を含んだ期間の書類が必要。 ※日本学生支援機構で書類審査が完了する（提出後2～3カ月後）までは「自宅月額」での支給となります。

- ※ 印鑑登録証明書等は、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。  
マイナンバーが記載されている書類は取扱いきませんので、御注意ください。
- ※ 併用貸与者（第一種及び第二種両方の貸与を受ける方）のうち「人的保証」選択者は、連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書を今回は各1通のみ提出していただきます（上記⑦⑧）、返還誓約書提出時に追加で各1通必要となります。
- ※ 印鑑登録証明書は、採用決定時に使用しますが、本学部では条件不一致や不備等による採用取消（全額返金）を防ぐため、今回確認しますので、提出してください。
- ※ 修学支援新制度（給付奨学金）は、転学・編入学等を除き、今回支援対象者として認定を受けた場合、万が一、他大学に入学し直したとしても他大学で申請ができません。  
可能性がある方は、事前に奨学金相談センター（0570-666-301）へ相談してください。
- ※ 記入及び提出していただいた情報は、奨学金業務のための適正な範囲内で使用し、その他の目的には使用いたしません。